

平成 29 年 4 月 吉日

お客様各位

株式会社 オーネックス
代表取締役 稲垣 雄一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行にかかる確認検査 手数料の改訂について

平素は弊社をご愛顧頂き誠に有難うございます。

さて、この度、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（2000 m²以上の非住宅に限る。）の施行（平成 29 年 4 月 1 日）に伴い、同法の適合性判定を受けた建築物の計画内容の確認が建築基準法に基づく完了検査の対象となったため、検査手数料を別途頂く事になりました。

何卒ご理解頂くとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜ります様心よりお願い申し上げます。

記

1.改定内容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適用を受ける建築物については、同法の適合判定通知書を受けた面積にかかる（別表 1）の完了検査手数料に 0.4 を乗じて得た手数料と完了検査申請手数料を合算した手数料とします。

2.実施日

平成 29 年 5 月 1 日から実施

以上